

愛知県立大学における特許法第 30 条第 1 項の規定等の適用を
受けるために必要な証明書の発行に関する申合せ

- 1 この申合せは、愛知県立大学（以下「大学」という。）が主催する研究集会において原稿、図面等の文書でもって発表された発明又は考案について、特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 30 条第 1 項（実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）第 11 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるために必要な証明書（以下「証明書」という。）の発行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程による証明書は、研究発表を行った日から 6 月以内に行う特許出願に係る発明又は実用新案登録出願に係る考案に限り発行する。
- 3 証明書の発行を受けようとする者は、特許出願又は実用新案登録出願の日から 20 日以内に、次の各号に掲げる書類を添えて、学長に申請するものとする。
 - (1) 証明願（様式 1） 2 部
 - (2) 研究集会における発表において用いた文書 2 部
 - (3) 研究集会の責任者による記載内容証明書（様式 2） 1 部
- 4 学長は、前条の規定に基づき申請を受けた場合において、当該申請が事実に基づくものであるときは、速やかに証明書を発行するものとする。
- 5 学長は、大学が主催する研究集会を開催した者に、研究集会開催報告書（様式 3）の提出を求めることができる。
- 6 証明書の発行の事務は、学術情報部研究支援・地域連携課において処理する。
- 7 この申合せに定めるもののほか、証明書の発行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、平成 21 年 12 月 22 日から適用する。

(様式1)

証 明 願

平成 年 月 日

愛知県立大学長 殿

所 属
職 名
氏 名
連絡先

印

下記のとおり発表したこと等について証明願います。

記

- 1 研究集会の名称
- 2 主 催 者
- 3 開 催 期 間
- 4 発 表 日
- 5 開 催 場 所
- 6 発 表 題 目
- 7 発 表 者 氏 名
- 8 研 究 者 氏 名
- 9 資料の発行日 平成 年 月 日
- 10 添 付 資 料

証 明 書

上記の記載内容に相違がないことを証明する。

平成 年 月 日

愛知県立大学長

印

(様式2)

研究集会の責任者による記載内容証明書

平成 年 月 日

愛知県立大学長 殿

所 属
氏 名 印

下記研究集会の責任者として、下記の発表者の発表に係る証明願の記載内容に相違ないことを証明します。

記

- 1 研究集会
名 称
開催期間
開催場所

- 2 発表者
所 属
職 名
氏 名

(様式3)

研究集会開催報告書

平成 年 月 日

愛知県立大学長 殿

所 属
氏 名

1 研究集会の名称

2 開催部局名等

3 期 日